

令和３年度決算の健全化判断比率と資金不足比率

大口町の令和３年度決算の健全化判断比率と資金不足比率は、下記のとおりすべて基準を下回り、財政健全化法（以下「法」という。）においては、「健全である」という結果となりました。基準を上回った場合に法に定められている財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定をする必要はありません。しかし、各指標が表している数値が大口町の財政運営の現状を必ずしも正確に表しているということではないため、引き続き着実な財政運営に努めていきます。

○健全化判断比率

	指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.43	20.00
連結実質赤字比率	—	19.43	30.00
実質公債費比率	1.2	25.00	35.00
将来負担比率	—	350.00	

・実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計等、公営事業会計ともに赤字ではなかったために「—」となっています。

・将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負債額が、収入が見込める額と貯蓄額の合計よりも少ないため、「—」となっています。

○資金不足比率

	指標	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	20.00

・資金不足比率は、資金不足額がないために「—」となっています